

## 第 2 2 7 0 回定例人事委員会の会議結果

- 1 開催日時 平成 2 8 年 3 月 2 5 日 ( 金 ) 午前 8 時 5 6 分から
- 2 開催場所 人事委員会室
- 3 出席者 中矢委員長、小俣委員、石川委員  
事務局長ほか事務局職員 6 名
- 4 議事の概要

議案第 1 号 昇任候補者選考実施の件

議案第 2 号 採用候補者選考実施の件

職員の任用に関する規則第 1 4 条第 2 項の規定に基づき、各任命権者（人事課、教育庁総務課、義務教育課、企業局、議会事務局、監査委員事務局、警察本部、人事委員会事務局）から、年度末人事異動に伴う昇任候補者について説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

また、県職員を退職し引き続き市町村の職員となっていた者の採用について人事課から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

次に、各任命権者から申請のあった基準昇任（主査、主任等）候補者及び警察本部から申請のあった名誉昇任候補者について事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

また、教育委員会から申請のあった教育委員会事務局職員等として採用する市町村立学校教育公務員の採用候補者について事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり選考した。

議案第 3 号 一般任期付職員任期更新承認の件

「やまなし観光推進計画」に基づく観光振興施策を推進するため、平成 2 6 年 4 月 1 日から「観光推進監」として一般任期付職員を採用してきたが、その任期を 3 年間、更新したいと知事から申請があったと事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり更新することを承認した。

議案第4号 一般任期付職員採用承認の件

大規模災害等の危機事案に迅速かつ適切に対応するため、平成28年4月1日から2年間、「防災対策専門監」として一般任期付職員を採用したいと知事から申請があったと事務局から説明があり、審議の結果、申請のとおり採用することを承認した

議案第5号 職員の任用に関する規則の一部改正の件

地方公務員法の改正に伴う人事評価制度に基づく人事管理の実施のための改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第6号 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件

地方公務員法の改正に伴う人事評価制度に基づく人事管理の実施及び平成28年4月1日付けの組織改編等に伴い、山梨県職員の給与に関する規則、山梨県学校職員の給与に関する規則、山梨県警察職員の給与に関する規則、平成26年改正職員給与条例附則第5条等の規定による給料に関する規則、人事記録に関する規則及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第7号 地域手当に関する規則の一部改正の件

平成27年10月19日の本委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に鑑み、県外の公署及び医師等に係る支給割合の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第8号 単身赴任手当に関する規則等の一部改正の件

平成27年10月19日の本委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に鑑み、基礎額及び加算額の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第9号 寒冷地手当支給規則の一部改正の件

小学校の廃校に伴う支給公署の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第10号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正の件

山梨県職員給与条例等の一部改正による勤勉手当の支給月数の改正に伴い、勤勉手当の成績率の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第11号 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正の件

山梨県職員を派遣する団体の追加に伴う派遣先団体の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第12号 山梨県職員の退職管理に関する規則の制定の件

山梨県職員の退職管理に関する条例の制定に伴う規則の制定について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第13号 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部改正の件

行政不服審査法の全部改正による地方公務員法の改正に伴う文言整理の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第14号 山梨県人事委員会事務専決規程の一部改正の件

行政不服審査法の全部改正による地方公務員法の改正に伴う文言整理の改正について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第15号 人事委員会事務局職員の人事の件

副主査以上の事務局職員の平成28年3月31日付け及び平成28年4月1日付けの人事異動案について事務局から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

5 報告の概要

報告1 不服申立書受付の件

懲戒免職処分を受けた職員からの不服申立書を、3月16日に受付したと事務局から報告があった。

報告2 不服申立書受付の件

退職手当支給制限処分を受けた職員からの不服申立書を、3月16日に受付したと事務局から報告があった。